

投資家から見た、サステナビリティ開示と保証について

2025年11月26日

井口 譲二

**ニッセイアセットマネジメント
執行役員チーフ・コーポレートガバナンス・オフィサー**

私の略歴、、、お話する視点

(役割)

アナリストリサーチの統括とスチュワードシップ活動の責任者、セクターのアナリストと担当後、投資調査室長と経て、現職。

(海外関係)

ICGN理事指名委員会委員(2023~)

IFRS諮詢會議委員(2019~2025) (IFRS財団によるグローバル・サステナビリティ情報の基準化)

(金融庁)

サステナビリティ情報の開示と保証の在り方に関するワーキング・グループ委員(2024~) (**サステナ開示と保証の在り方の検討**)

サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ委員(2025~) (**サステナビリティ保証の在り方の検討**)

金融審議会(ディスクロージャーWG)(2017~)専門委員 (**有報の開示(セーフハーバルルール導入の検討)**)

有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に向けた連絡協議会委員(非公開)(2025) (有報の総会前開示)

コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議(2025~)

スチュワードシップ・コードに関する有識者会議委員(2024~)

企業会計審議会委員(2023~) (財務会計基準と監査の在り方の検討)

企業会計審議会:企業会計部会委員(2023~) (財務諸表会計基準の在り方の検討)

企業会計審議会:監査部会委員(2017~) (監査基準(KAM導入等)・品質管理基準の改訂)

サステナブルファイナンス有識者会合(2020~)委員 (**日本におけるサステナブルファイナンスの指針策定**) 等

(経済産業省)

「サステナブルな企業価値創造のための長期経営・長期投資に資する対話研究会」(2021) (**伊藤レポート2.0アップデート**)

「持続的な企業価値の向上と人的資本に関する研究会」(2019~2020) (**伊藤レポート:人材版**) 等

(その他)

サステナビリティ基準委員会(SSBJ)(2022~) **日本でのサステナビリティ開示基準設定主体**

日本証券アナリスト協会サステナブルファイナンス報告研究会座長(2021~) **利用者の意見とりまとめ**

企業会計基準委員会専門委員(企業結合・ディスクロージャー)(2012~) 等

(最近の著作)

『財務・非財務情報の実効的な開示－ESG投資に対応した企業報告－』(商事法務、2018年4月) 等

このセミナーで述べることは、個人的な意見/見解であり、組織や所属団体を代表する意見ではありません。

本日の議題

1.求められるサステナビリティ情報

2.サステナビリティ情報開示要求の高まりの背景

3.サステナビリティ関連のリスクと機会の財務的影響の開示

4.サステナビリティ情報の保証の動向

本日の議題

1.求められるサステナビリティ情報

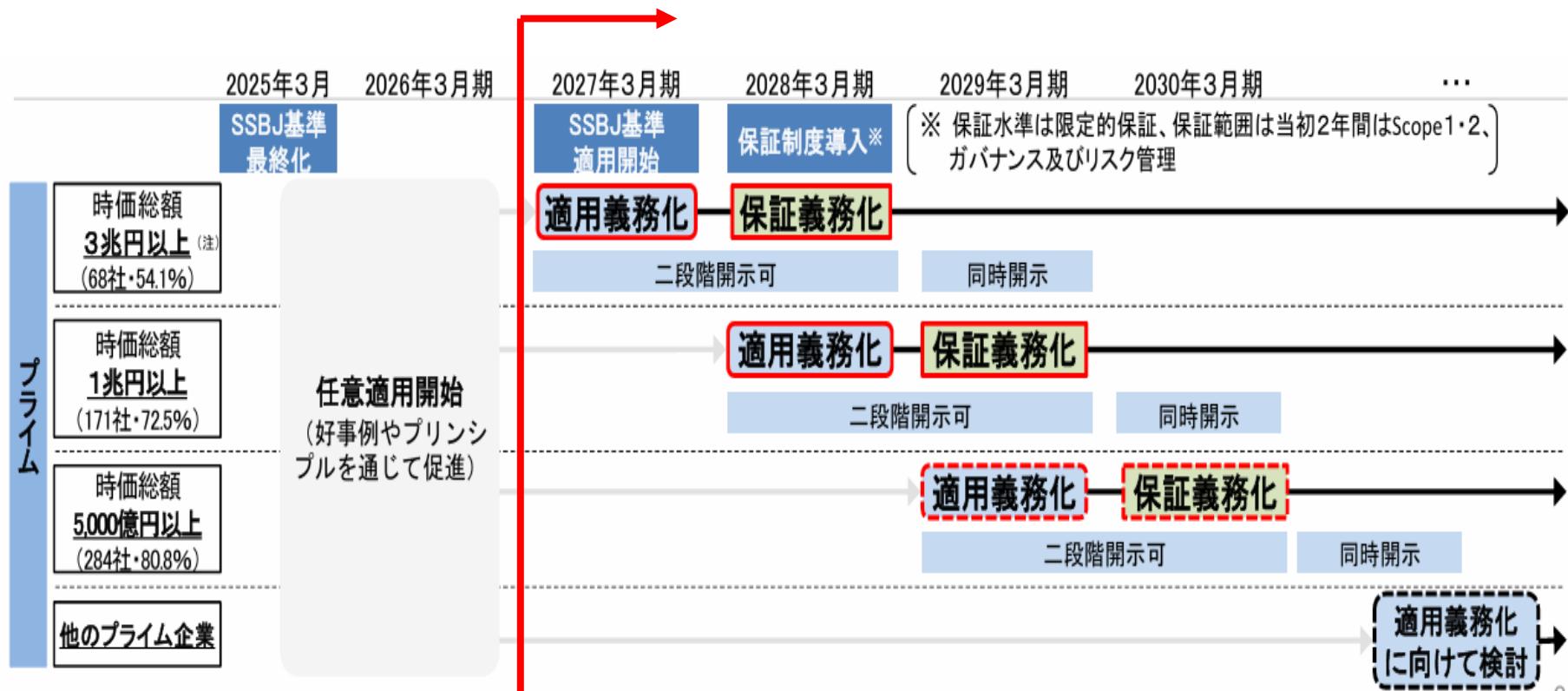
2.サステナビリティ情報開示要求の高まりの背景

3.サステナビリティ関連のリスクと機会の財務的影響の開示

4.サステナビリティ情報の保証の動向

有価証券報告書におけるサステナビリティ開示適用対象等の議論①

- 2027年3月期から段階的に適用義務化の方向で議論が進められる
- 適用されるサステナビリティ開示基準(SSBJ基準)は、ISSB基準と機能的に整合している基準
※「機能的に整合」とは、簡単にいうと、構造/表現が異なっても、開示される情報が整合的な状況
※整合性は、ISSBからも認定されている。当資料でも、ISSB基準を中心に話を進める



(注)時価総額に応じた適用社数とカバレッジ(Bloomberg Finance L.P. 及びJPX公表統計の2025年3月末時点の情報から作成)。

(出所) 金融庁「金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」第8回より抜粋、井口譲二 加筆

有価証券報告書におけるサステナビリティ開示適用対象等の議論②

- 金融庁DWGでは、サステナビリティ情報の開示を含む、制度面での開示整備について議論
- 大幅なセーフハーバー・ルールの導入が検討される。実現されれば以下の効果があると思慮
 - 「サステナビリティ開示記載欄」だけでなく、「経理の部」以外の多くの情報開示に影響
 - 英国同様、現状の任意の統合報告書の記載内容の有報への一元化が進む(大幅な企業開示負担の軽減につながると思慮)

セーフハーバー・ルールの適用範囲(2)

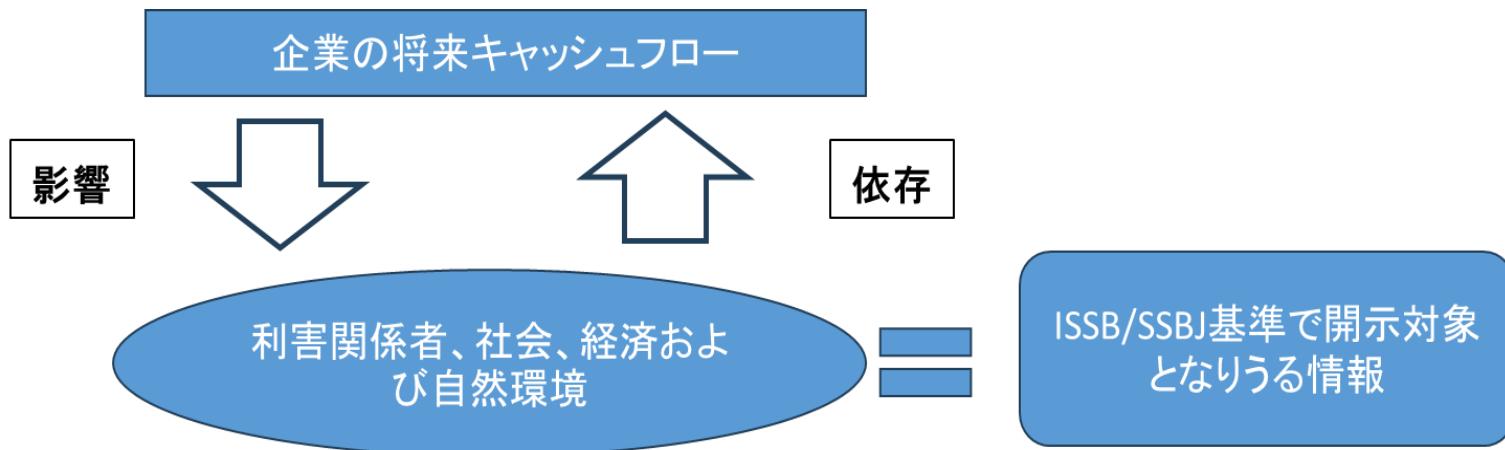
- 第1回DWGでは、セーフハーバー・ルールの適用範囲を非財務情報(注記を含む財務諸表以外の情報)のうちの将来情報等とすることに賛成としつつも、より明確化が必要との意見があった。
- 適用範囲の明確化は必要であるものの、今後もサステナビリティ情報を含む非財務情報の拡大が予想されることを踏まえると、一定の柔軟性も必要。このため、例えば、以下のような考え方の大枠を内閣府令やガイドラインで示すこととしてはどうか。

(注1) なお、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するWG中間論点整理では、有価証券報告書の記載事項として、「将来情報等を含む記載箇所を特定した上で、これらの情報が含まれる旨」と「将来情報等が、事後的に異なるものとなる可能性がある事項については、その旨及び要因」を追加することが提言されている。これにより、セーフハーバーの適用対象となり得る箇所についての予見可能性が確保できると考えられる。

将来情報	<ul style="list-style-type: none">➤ 有価証券報告書の作成時点からみて将来に関する情報であって、作成時点において金額、数量、事象の発生の有無等が確定していないものとする。➤ 有価証券報告書の「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(MD&A)等に含まれる将来の業績予想等についてはセーフハーバーの対象となるが、財務数値を活用した上で当期中の業績を分析する部分については過去情報であり、対象外となる。 <p>(注2) 米国の将来情報に係るセーフハーバー・ルールは、企業の商品・サービスを含む将来の事業のための経営の計画・目的の説明や、将来の経済的パフォーマンスに関する記述も対象としている。</p>
統制の及ばない第三者から入手した情報	<ul style="list-style-type: none">➤ 子会社や関連会社を除く第三者から取得した情報に基づき開示される情報とする。➤ データプロバイダーから取得した情報についても、企業においてその情報の正確性を検証することは困難であり、企業にとって不確実性が高いと考えられるため、セーフハーバーの対象とする。 <p>(注3) データプロバイダーとは、例えば、Scope3GHG排出量の測定における2次データ(バリューチェーン内の特定の活動から直接入手されないデータ)として業界平均、統計データなどを報告企業に提供する者を想定。</p>
見積り情報	<ul style="list-style-type: none">➤ 不確実性のある数値について、入手可能な情報を基に合理的な数値を算出することとする。➤ 一般に不確実性のあると考えられる情報をセーフハーバーの対象とするとの考え方から、過去情報であっても、見積り情報である限り対象とする。➤ 引当金の金額等、財務諸表に記載される情報が非財務情報の項目に記載されていた場合、財務諸表に密接に関連する情報として、セーフハーバーの対象外とする(「主要な経営指標の推移」等も同様)。

ISSB基準/SSBJ基準で求められるサステナビリティ情報とは①

- 求められている情報は、**サステナビリティ関連財務情報**(非財務情報ではない)
- サステナビリティ関連財務情報は、財務諸表とともに、**財務報告書を構成**(財務情報である)
- 主要なaudienceは、投資家などの資金提供者(企業価値をしっかり分析しようとする投資家等)
- **企業の見通し**(将来のキャッシュフロー、資本コスト、ファイナンスへのアクセス)に影響を与える事項
- **取締役会・経営陣**には、しっかり関与していただきたい事項。**財務報告書を構成する情報**であるため、**監査役等**には、**財務諸表の情報同様、見ていただきたい情報**



(出所) IFRS1号B2を参考に井口作成

(ご参考)コーポレートガバナンス・コード(2021年6月)

- ガバナンス・コード改訂で、持続的な企業価値向上の観点から、**取締役会の責務**、開示への期待などが示される
- ガバナンス・コードで示される、**サステナビリティ事項は、ISSB基準の考え方と整合**

- 取締役会の責務として、サステナビリティの監督が追加

4-2② 取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取り組みについて基本的な方針を策定すべきである。

また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、、、(中略)、、企業の持続的な成長に資するよう、実効的な監督を行うべきである。

- サステナビリティの開示

3-1③ 経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取り組みを適切に開示すべきである。(以下、省略)

特に、プライム市場上場企業は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、、、(中略)、、TCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。

ISSB基準/SSBJ基準で求められるサステナビリティ情報とは②

- ISSB/SSBJ基準では「企業の見通し」に影響を与えると見込まれるリスクと機会の開示を求める
 - ✓ 「企業の見通し」とは、将来のキャッシュフロー、資本コスト、ファイナンスへのアクセスとされており、中長期投資家が企業価値を求めるために必要となる情報となる。

ISSB/SSBJ基準の開示の考え方

開示目的

投資家・融資者などの企業への経済資源の配分の判断に資するサステナビリティ関連のリスクと機会の開示

開示プロセス

企業は、企業の見通し(prospect)に影響を与えると合理的に見込まれる、すべてのサステナビリティ関連の機会とリスクを識別<企業の見通し：キャッシュフロー、資本コスト、ファイナンスへのアクセス>



- IFRSサステナビリティ開示基準(S2基準：気候変動など)
- IFRSサステナビリティ開示基準がないとき
 - ・SASB基準(開示トピックス)を参照しなければならない(要求事項)
 - ・CDSBなど他の関係のある基準を参照してもよい(要求事項でない)

重要性により、情報を選別



ガバナンス

戦略

リスク管理

指標及び目標

“マテリアリティ”の再考(考え方・用語) ①

- ISSB/SSBJ基準のマテリアリティ(=有報)とESRS/GRIのマテリアリティは異なる
 - マテリアリティは、(簡単にいえば)投資家の判断に大きな影響を与える情報
 - 一方、多くの日本企業は一步手前の情報をマテリアリティのある項目(前スライド参照)とする
 - 下記のマテリアリティアプローチを、ISSB/SSBJ基準に使用することは妥当か?
 - 縦軸(「ステークホルダーへのインパクト」)も、将来のキャッシュフロー等に影響すると定義する必要があるのではないか。



“マテリアリティ”の再考(考え方・用語) ②

相互運用可能性の考慮

用語に関する注記

ISSB基準は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、「重要性がある（material）情報」に言及している。ISSB基準において、「重要性がある（material）」という用語がどのように用いられているかを説明するにあたり、この教育的資料では、ISSB基準と一貫性がある方法で、すなわち、**重要性がある（material）情報**を指すために使用している。

重要性がある（material）/重要性（materiality）のサステナビリティ報告におけるその他の使用

- 「重要性がある（material）情報」の考慮とは別に、ESRSは、人権に与えるインパクトを含む、経済、環境及び人々に与えるインパクトの重大さ（significance）又は重要さ（importance）に関連して、「重要性がある（material）事項」に言及しており、「GRIスタンダード」では、人権に与えるインパクトを含む、経済、環境及び人々に与えるインパクトの重大さ（significance）に関連して、「重要性がある（material）トピック」に言及している。**ISSB基準は、「重要性がある（material）リスク」又は「重要性がある（material）機会」という用語を用いない。重要性がある（material）リスク又は重要性がある（material）機会に言及しないことは、ISSB基準が、企業に対する重大さ（significance）又は重要さ（importance）に関係なく、想定されるあらゆるサステナビリティ関連のリスク又は機会について開示を要求していることを意味するものではない。** ISSB基準は、サステナビリティ関連のリスク及び機会が**企業の見通しに影響を与える（affect）**と合理的に見込み得る限りにおいて、これらのリスク及び機会に関する**重要性がある（material）情報を提供することを企業に要求している。**
- サステナビリティ関連報告において、「マテリアリティ」という用語は、「マテリアリティ・アセスメント」の文脈においても共通して用いられる。これは、どのサステナビリティ関連のトピックを報告するかを識別するために企業が行うプロセスである。他のサステナビリティ基準においては、企業はこのようなマテリアリティの評価を行うことが要求される。しかしながら、ISSB基準は当該方法による**重要性（materiality）の評価**に言及しない。

本日の議題

1.求められるサステナビリティ情報

2.サステナビリティ情報開示要求の高まりの背景

3.サステナビリティ関連のリスクと機会の財務的影響の開示

4.サステナビリティ情報の保証の動向

サステナビリティ情報開示要求の高まりの背景①

- スチュワードシップ・コード導入以降、長期志向が定着

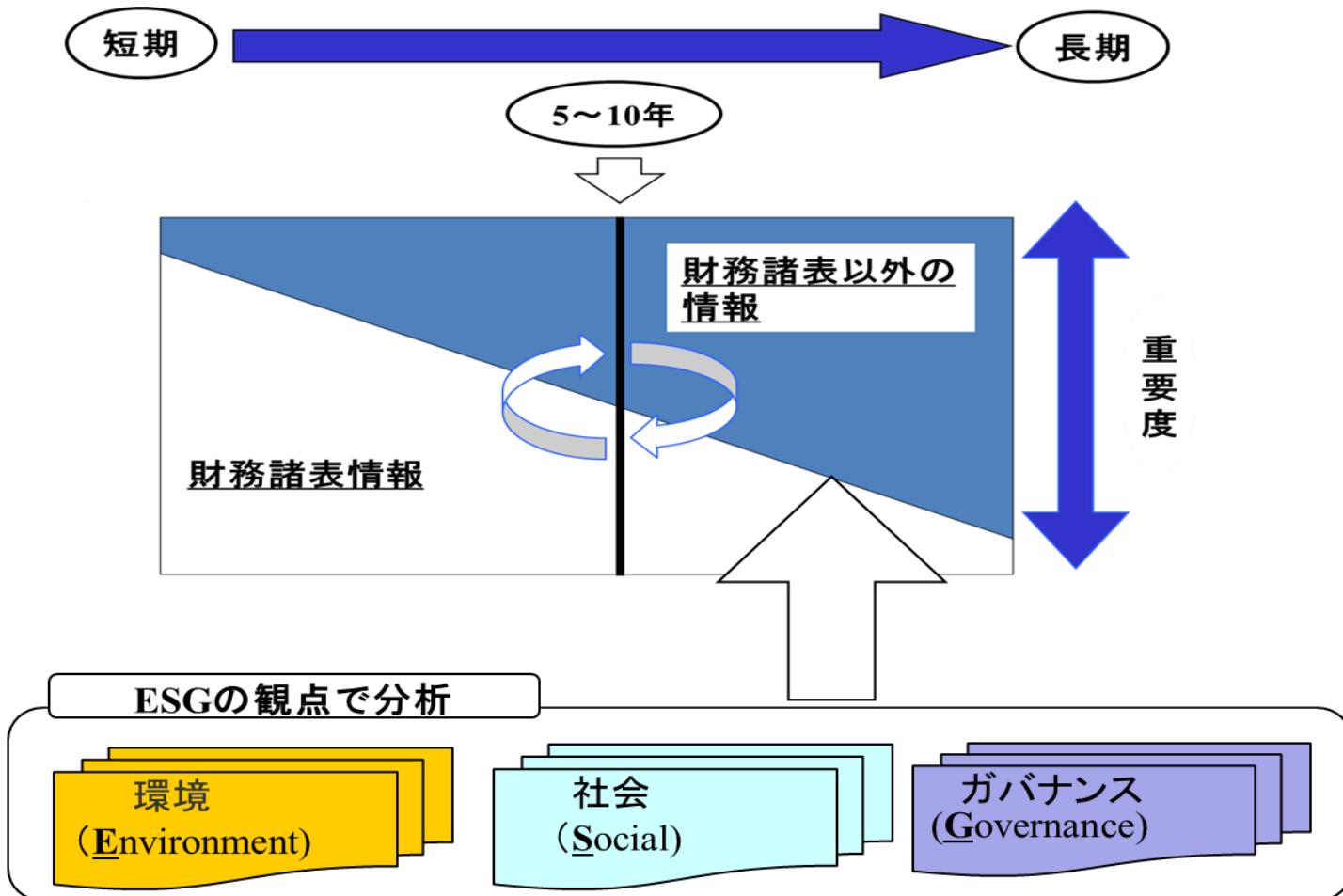
- 2013年6月の安倍政権が第三の矢として打ち出した「日本再興戦略」の一施策
- 2014年2月、金融庁が『投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために「責任ある機関投資家」が果たすべき7原則』<日本版スチュワードシップ・コード>を策定
- 日本株市場に投資する多くの機関投資家が賛同・署名
- 投資先企業の企業価値向上により、中長期的リターンの拡大を目指す

スチュワードシップ責任(2020/3改訂)

投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、「顧客・受益者」の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任。

サステナビリティ情報開示要求の高まりの背景②

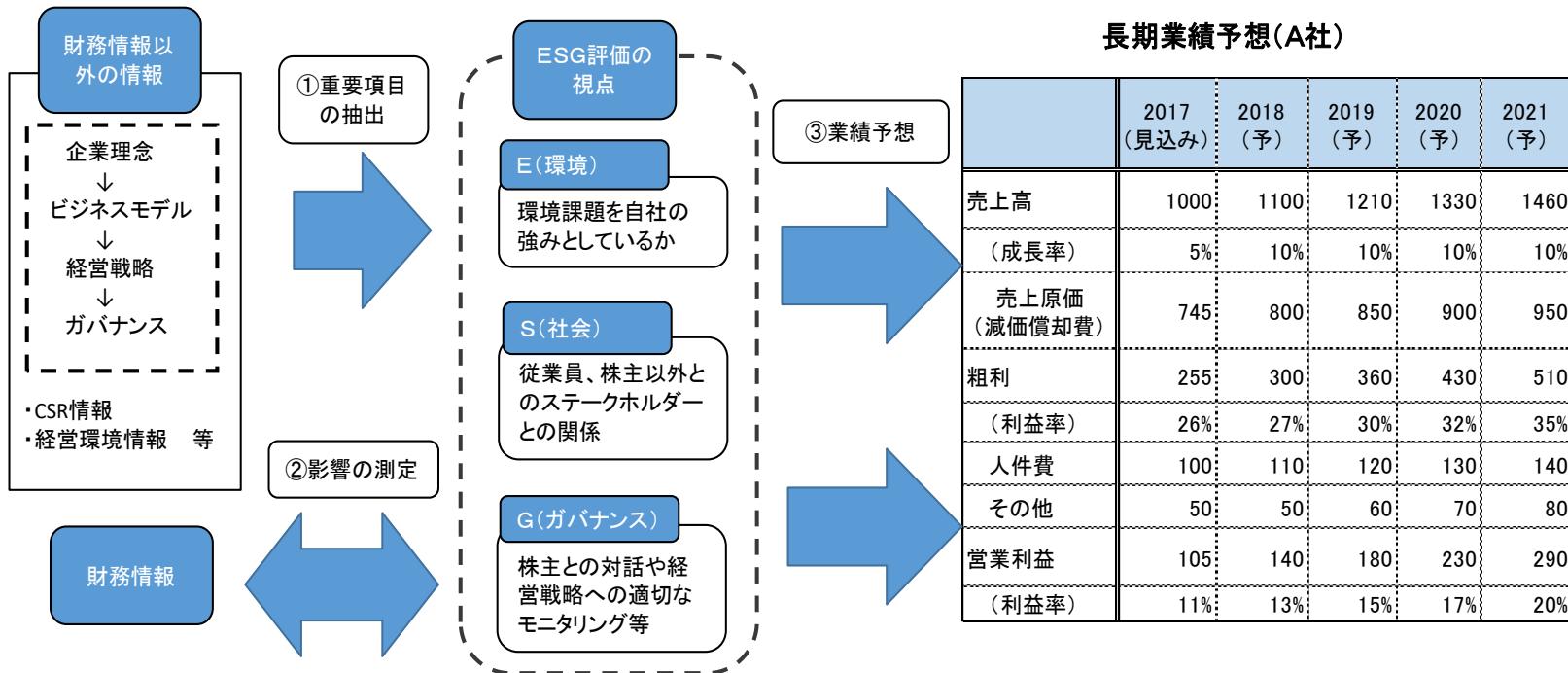
- 機関投資家の中長期運用では、**財務諸表に加え、財務諸表以外の情報**とも重要
- この「財務諸表以外の情報」に、「サステナビリティ関連財務情報」も含まれる



(出所)井口譲二「財務・非財務情報の実効的な開示－ESG投資に対応した企業報告」別冊商事法務(2018年4月)

サステナビリティ情報開示要求の高まりの背景③

- 中長期投資における投資手法でも、最も活用されているのは『ESGインテグレーション手法(統合型)』(下図)
 - 企業価値を予測するため、将来の予想キャッシュフローに重要な影響を与えるE・S・G要因を認識し、中長期業績予想に織り込む。そして、DCF法(将来キャッシュフローの現在割引価値)で企業価値を算出。
- このような中長期投資家の投資手法は、ISSB/SSBJ基準の考え方とも整合



(出所)井口譲二「財務・非財務情報の実効的な開示－ESG投資に対応した企業報告」別冊商事法務(2018年4月)

サステナビリティ要因の考慮(欧州の状況)①

● 開示において、自社にとって、何が重要なかを見極めることが重要

- 早期に開示を始めている欧州の開示状況では、4~6のテーマ基準(10テーマ基準)を選択
- 気候変動、人的資本、ガバナンス関連は、90%以上と、ほぼすべての企業が選択
- 一方、生物多様性などは、30%台と低迷

● ダブルマテリアリティの欧州ESRSでも、これだけのメリハリをつけている

Share (%) of companies reporting each ESRS topical standard as material

	E1 Climate Change	E2 Pollution	E3 Water and marine resources	E4 Biodiversity	E5 Circular economy	S1 Own workforce	S2 Workers in the value chain	S3 Affected communities	S4 Consumers and end-users	G1 Business conduct	# Companies Analysed
▼ Non-Financial	98%	41%	38%	46%	63%	98%	68%	40%	68%	93%	545
Manufacturing	100%	62%	50%	41%	85%	99%	76%	29%	61%	92%	250
Information and com...	94%	5%	5%	15%	53%	100%	55%	17%	74%	94%	66
Wholesale and retail	98%	43%	33%	37%	80%	96%	72%	26%	67%	96%	46
Professional, scientifi...	100%	22%	18%	35%	55%	100%	68%	25%	65%	100%	440
Transportation and St...	97%	58%	13%	42%	58%	97%	61%	39%	61%	90%	31
Electricity, gas, steam	100%	41%	41%	62%	72%	94%	78%	72%	75%	84%	32
Construction	100%	46%	46%	71%	88%	100%	83%	50%	46%	92%	24
Real estate activities	100%	18%	65%	53%	76%	100%	53%	53%	82%	94%	17
Administrative and su...	90%	*	*	*	30%	100%	80%	30%	80%	90%	10
Mining and quarrying	100%	70%	70%	80%	40%	100%	90%	80%	*	100%	10
Other Non-Financial	95%	*	42%	26%	58%	95%	32%	21%	68%	95%	199
▼ Financial	96%	12%	13%	38%	31%	100%	36%	19%	71%	93%	111
Bank	100%	7%	9%	34%	16%	99%	23%	24%	92%	96%	74
Insurance	100%	17%	17%	41%	45%	100%	48%	14%	83%	97%	29
AM & other Fis	88%	-	-	*	-	100%	*	-	38%	88%	8
Total	98%	38%	33%	39%	65%	99%	63%	30%	68%	93%	656
# Companies Analyzed	646	252	217	256	424	647	415	199	445	613	

(*) Fewer than three companies reported (data insufficient for comparison)

(-) Zero companies reported (no data available)

サステナビリティ要因(欧洲の状況)②

● ステークホルダーエンゲージメント:企業報告の限界を示す

➤ 自社従業員、顧客、投資家などが多い、、

Share (%) of companies engaging each specific stakeholder in the DMA

	Internal stakeholders	Clients	Suppliers	Investors	Authorities	NGO	Partner	Communities	Industry union	Academia	Competitors	Trade union	# Companies Analysed
▼ Non-Financial	99%	68%	66%	60%	41%	33%	39%	36%	23%	19%	15%	13%	545
Manufacturing	96%	68%	72%	56%	29%	32%	25%	35%	25%	17%	11%	13%	250
Information and com...	97%	67%	74%	58%	38%	33%	50%	12%	17%	14%	11%	8%	66
Wholesale and retail	96%	70%	76%	59%	28%	41%	35%	22%	26%	*	24%	7%	46
Professional, scientifi...	100%	82%	72%	72%	30%	28%	38%	30%	15%	18%	12%	8%	40
Transportation and St...	100%	87%	81%	55%	58%	45%	52%	32%	19%	*	13%	32%	31
Electricity, gas, steam	100%	53%	53%	50%	47%	31%	31%	62%	19%	16%	9%	12%	32
Construction	100%	67%	67%	62%	46%	17%	42%	38%	46%	21%	12%	12%	24
Real estate activities	100%	76%	47%	65%	59%	*	41%	53%	24%	-	24%	-	17
Administrative and su...	100%	50%	50%	40%	*	*	*	*	*	-	*	*	10
Mining and quarrying	100%	60%	80%	80%	40%	40%	*	40%	*	30%	*	*	10
Other Non-Financial	100%	63%	58%	58%	37%	26%	37%	37%	16%	16%	*	*	19
▼ Financial	99%	62%	43%	56%	44%	47%	30%	20%	22%	14%	15%	9%	111
Bank	97%	80%	50%	66%	50%	39%	27%	20%	20%	15%	9%	9%	74
Insurance	100%	55%	41%	52%	38%	55%	24%	21%	24%	14%	21%	*	29
AM & other Fis	100%	50%	38%	50%	*	*	38%	-	-	-	-	-	8
Total	97%	69%	66%	59%	36%	33%	32%	30%	22%	14%	13%	11%	656
# Companies Analyzed	639	455	434	385	237	219	211	198	146	94	83	74	

(*) Fewer than three companies reported (data insufficient for comparison)

(-) Zero companies reported (no data available)

Figure 15: Share of companies engaging different types of stakeholders as part of their Double Materiality Assessment (DMA)

(出所) EFRAG "State of Play July 2025"

本日の議題

1.求められるサステナビリティ情報

2.サステナビリティ情報開示要求の高まりの背景

3.サステナビリティ関連のリスクと機会の財務的影響の開示

4.サステナビリティ情報の保証の動向

ISSB/SSBJ基準で、最も注目される開示項目(予想される財務的影響)①

- 投資家にとって、「究極の目標」は、リスク調整後リターンの向上
- この意味で、「予想される財務的影響」の開示は最も重要な開示項目となる
 - すばらしい排出削減目標でも、どのように将来のキャッシュフローに影響を与えるかが、ポイント

IFRS S1号／SSBJ基準における「戦略：Strategy」の開示要求事項の概要

「戦略」

- ①サステナビリティ関連のリスクと機会の開示
- ②サステナビリティ関連のリスクと機会が、現状と将来のビジネスモデル・バリューチェーンに与える影響
- ③サステナビリティ関連のリスクと機会への戦略
- ④サステナビリティ関連のリスクと機会が、当期、及び、短期・中期・長期の財務状態、財務業績、キャッシュフローに与える定量あるいは定性の影響（財務計画への考慮を踏まえた上で）
 - ✓ 当期・翌年・短期/中期/長期の財務状態・財務業績に与える影響
 - ✓ 戦略を前提としたとき、どのように財務状態は変わるのであるか
 - ✓ 投資計画や廃棄計画（コミットしていないものを含む）
 - ✓ 戦略を前提とした場合、短期・中期・長期で、財務業績、キャッシュフローがどのように変化するか
- ⑤サステナビリティ関連のリスクに対する戦略及びビジネスモデルのレジリエンス
 - ✓ レジリエンスに関し、定性、可能ならば、定量のアセスメントの実施
 - ✓ 他の基準に定めがある場合はそれに従う（例えば、S2号のシナリオ分析など）

ISSB/SSBJ基準で、最も注目される開示項目(予想される財務的影響)②

- 一方、技術的に開示が難しいことも理解； ISSB/SSBJ基準でもプロポーショナリティを導入
 - 「報告時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いる」
 - 「利用可能なスキル、能力及び資源の考慮」
- また、以下の場合、定量的情報を開示する必要はないとされている
 - 影響を区分できない。ただし、有用と判断される場合、複合的な影響を開示
 - 測定の不確実性の程度があまりに高い場合
- 従って、ISSB/SSBJ基準への準拠だけでは、開示のハードルは高くないと考えるが、有用な開示となるよう、企業と投資家の知恵が必要と思慮

プロポーショナリティ導入箇所

	S1号	S2号
リスク及び機会の識別	●	●
バリュー・チェーンの範囲の決定	●	●
予想される財務的影響	●	●
気候関連のシナリオ分析		●
スコープ3の測定		●
特定の産業横断的指標の計算		●

(出所) IFRSサステナビリティ開示基準から井口謙二作成

予想される財務的影響の開示について①

- 実際、ISSBの教育的資料では、以下の開示が事例として挙げられている([SSBJのHPを参照<disclosing-information-anticipated-financial-effects-issb-standards_jp.pdf>](#))
- ただし、有用な開示には、一段の工夫が必要と思慮

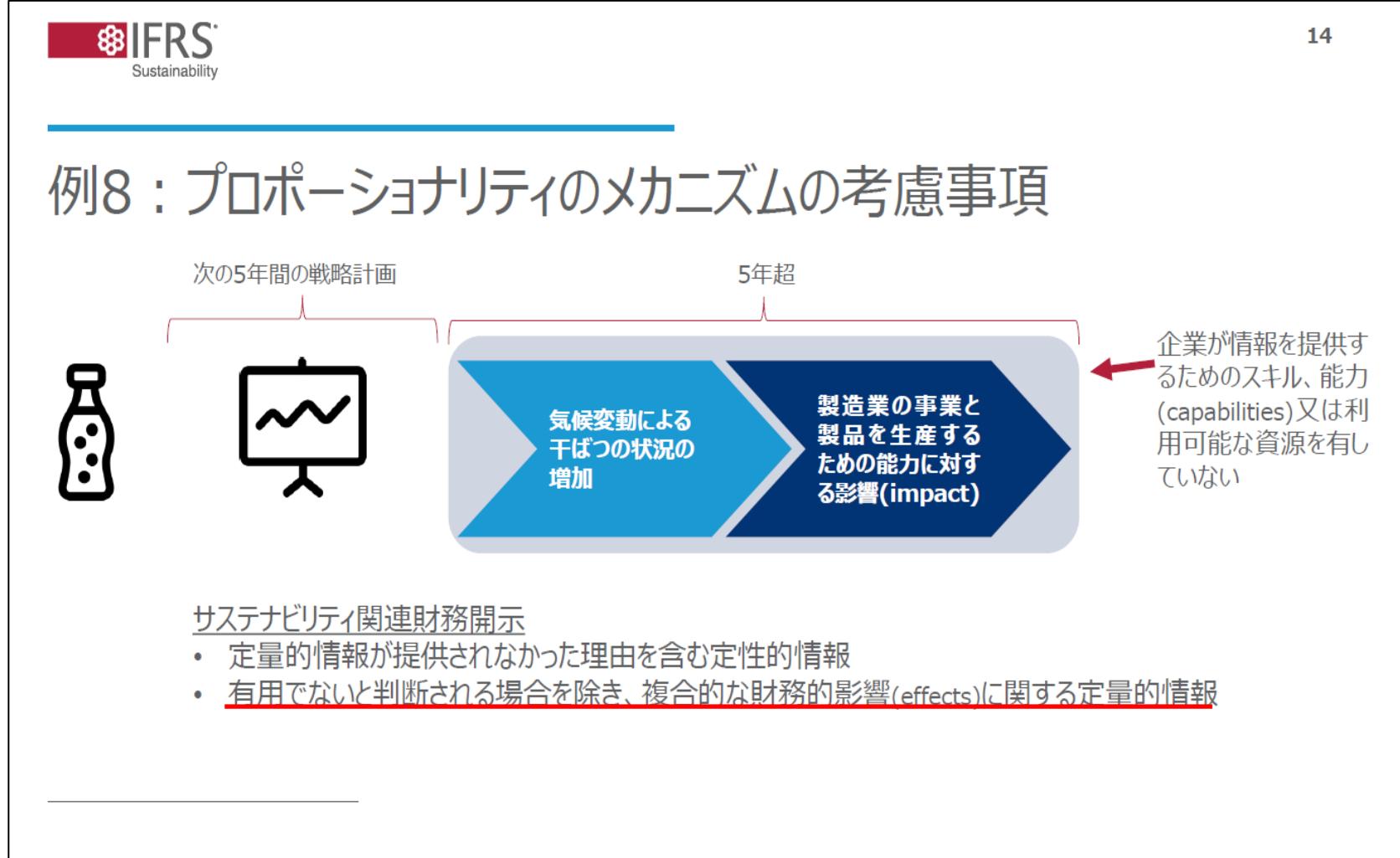
例示 D—木造住宅の市場需要の高まりに関連した機会に関する予想される (anticipated) 財務的影響 (effects)

	事実パターン
D 社は、高級住宅を建築する建築会社である。D 社は、注文住宅を建築し、顧客の嗜好に応じてさまざまな間取り、スタイル及び建築資材を提供している。D 社は、木材を他の建築資材の代わりに使用することで温室効果ガス排出の削減に寄与できるため、木材などのより環境に優しい建築資材の使用を求める顧客からの需要の高まりを観察している。D 社は、木造住宅の市場需要の高まりを、気候関連の機会として識別している。	
予想される (anticipated) 財務的影響 (effects) に関する情報の開示例	
開示において、D 社は、木造住宅の販売を増加させる気候関連の機会について、定量的情報を提供しない理由を説明し、代わりに、定性的情報（木造住宅の市場需要の高まりに関連する機会が影響を与える (affect) 可能性が高い関連する財務諸表の行項目、合計及び小計を識別することを含む。）を提供する。D 社は、影響を受ける (affected) 行項目は次が含まれると判断する。	
<ul style="list-style-type: none">● 財務業績：収益及び営業費用（木材コスト）● 財政状態：有形固定資産● キャッシュ・フロー：当期の営業活動による正味キャッシュ・フロー（キャッシュ・インフロー）、原材料の購入（キャッシュ・アウトフロー）	

(出所)ISSB教育的資料「ISSB基準の適用にあたっての予想される財務的影響に関する情報の開示」(2025年8月18日)より、井口譲二
が加工・抜粋

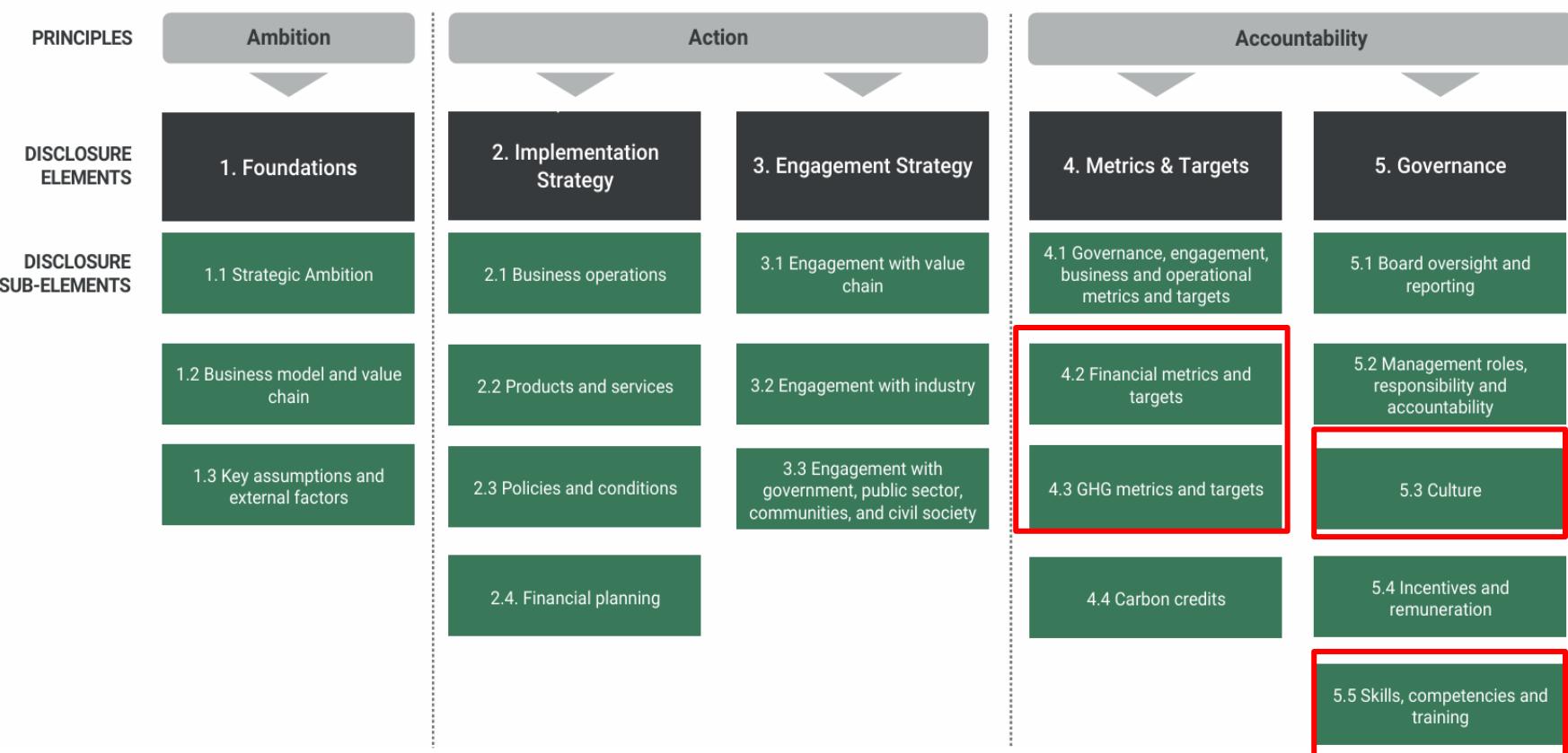
予想される財務的影響の開示について②

- ISSBの教育的資料では、**定性的情報と定量的情報の組み合わせることも有用とされている**(SSBJのHPを参照<ISSBが公表した教育的資料 | サステナビリティ基準委員会>)



予想される財務的影響の開示について③

- ISSBと提携関係にあるが、トランジションに関する教育文章でも、[TPT開示フレームワーク ifrs-s2_transition-plan-disclosure-s2_jp.pdf](#)を大きく取り上げる
- サステナビリティ戦略に関わる経営指標の活用・開示は、直接的な財務的影響の開示ではないが、投資家の将来キャッシュフロー予想において有用な開示になると思慮



本日の議題

1.求められるサステナビリティ情報

2.サステナビリティ情報開示要求の高まりの背景

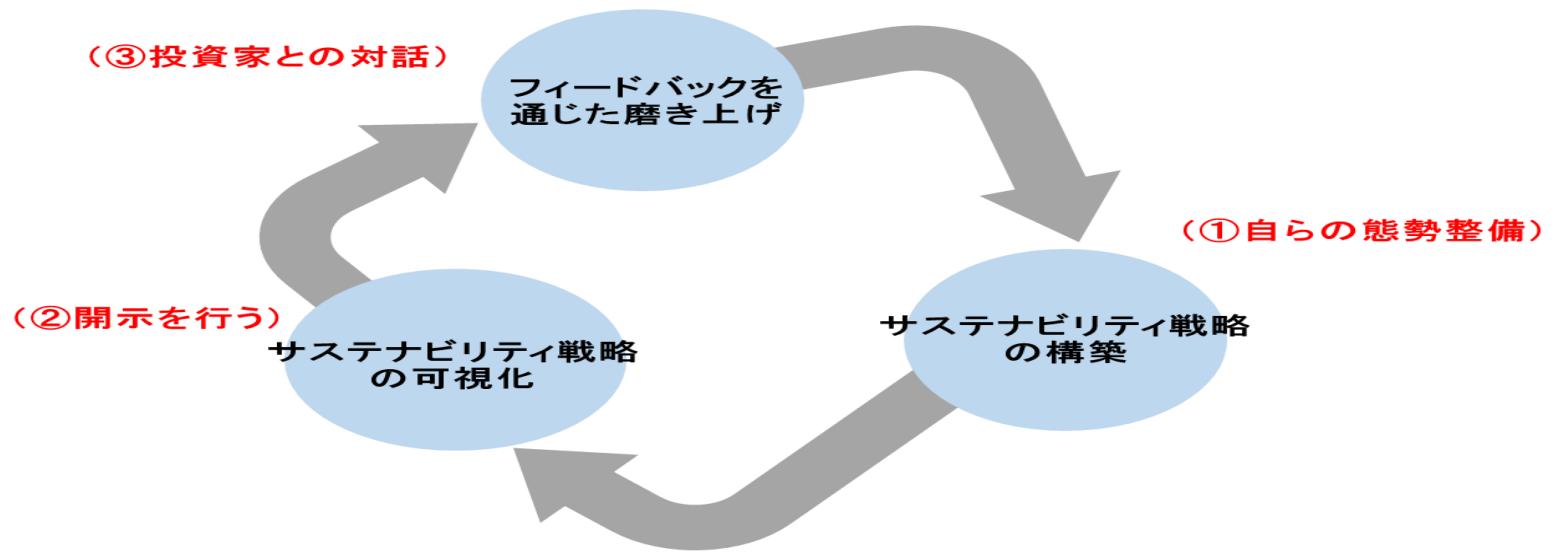
3.サステナビリティ関連のリスクと機会の財務的影響の開示

4.サステナビリティ情報の保証の動向

サステナビリティ情報の保証に対する期待①

- 「サステナビリティ開示」は、財務諸表の開示と異なり、**開示にとどまらず、企業行動にも影響**
- 「サステナビリティ情報の保証」では、開示の正確性以上に、**開示内容が企業行動に移されているかの確認の方が重要**と考える。
- この意味で、**保証は、財務諸表監査以上に企業価値向上に直結するもの**と思慮。
- 従って、「ガバナンス」「リスク管理」の保証は、極めて**重要**。

サステナビリティ情報の開示プロセスを通じた企業価値向上



(出所)内閣官房「人的資本可視化指針」を参考に井口作成

サステナビリティ情報の保証に対する期待②(ガバナンスの開示)

- 「ガバナンス」での開示要求内容は、投資家が、**ガバナンスの実効性のため、求める開示事項と重なる**

ISSB基準/SSBJ基準における「ガバナンス」「リスク管理」の開示要求事項の概要

「ガバナンス」

①責任あるガバナンス機関(取締役会、委員会等)を特定し、以下の情報を開示する

- ✓ ガバナンス機関の役割・方針
- ✓ ガバナンス機関に監督するための**適切なスキルや能力**があるか
- ✓ ガバナンス機関に**情報連携される頻度と方法**
- ✓ ガバナンス機関の**戦略・意思決定・リスク管理プロセスなど**の監督における、**サステナビリティの機会とリスクの考慮手法**
- ✓ 目標設定とその進捗に対するモニタリングの手法(経営者報酬への算入手法も含む)

②経営者

- ✓ 経営者の役割、委員会等へ委任されているかの有無、委員会等への管理手法

「リスク管理」

- ✓ サステナビリティ関連のリスクを識別・評価・優先順位付け・モニタリングするためのプロセス・方針の開示
- ✓ サステナビリティ関連の機会を識別・評価・優先順位付け・モニタリングするためのプロセス・方針の開示
- ✓ 上記のプロセスの**総合的なリスク管理プロセスへの統合**の程度・手法

(ご参考)スコープ3に対する投資家の見方

- スコープ3の**重要性**を指摘しつつ、その開示の**難易度の高さ**も認識。
- 日本証券アナリスト協会の「**ISSB基準セミナーシリーズ**」での議論(アナリスト協会のHPに掲載:
[ISSB基準セミナーシリーズ 2023](#))

Scope3のGHG排出量の開示に係る情報利用者の声

- 情報利用者の立場からも、Scope3のGHG排出量の情報開示は必要であるものの、完璧な開示を求めていくわけではなく、可能な範囲での開示の下で、企業と情報利用者との対話を通じて開示精度の向上を図っていくことを求める声がある

(日本証券アナリスト協会 ISSB基準セミナーシリーズ2023 第5回パネルディスカッションにおけるアナリストの発言)



金融セクター担当アナリスト

- 完璧なデータでの開示が難しいということは投資家も承知。
- 同じセクター内で開示の好事例が出てくれば、他社が追い付こうとすることで、開示がより充実。



自動車セクター担当アナリスト

- スコープ3の開示と開示に基づく企業との対話は極めて重要。
- 企業の背中を押してあげる意味で、最大限可能な範囲での開示という考え方非常にリーズナブル。



エネルギーセクター担当アナリスト

- 一部の企業がしっかりと開示を行うと、それが各企業に拡がっていくことを実感。
- スコープ3の開示はリスク把握に役立ち、それがリスクの低減につながって、企業価値の拡大につながる可能性もあると思う。

(出所) 公益社団法人日本証券アナリスト協会「ISSB基準セミナーシリーズ2023 第5回」(2024年4月26日開催)動画より金融庁作成

24

(出所) 金融庁「金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」第3回より抜粋、井口譲二 加筆

27

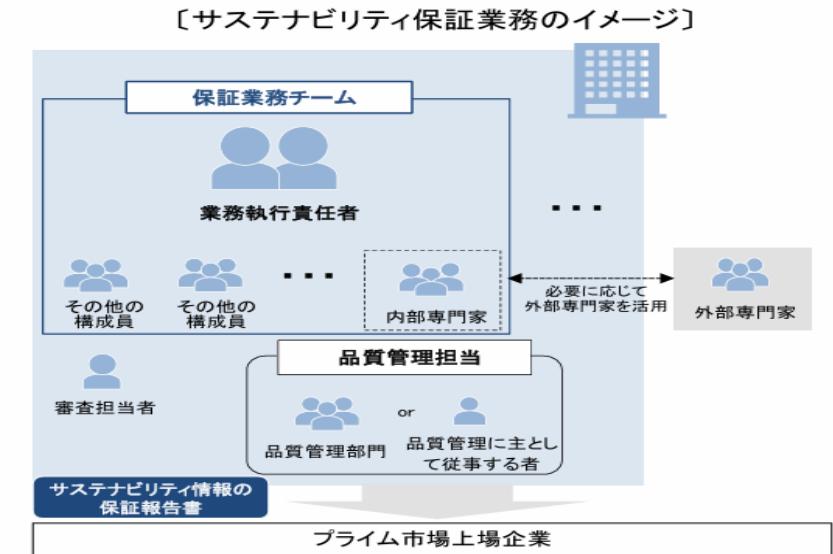
サステナビリティ情報の保証制度の段階的な導入

- **保証対象(企業規模) & 範囲(ガバナンス+リスク管理+スコープ1・2)**とも段階的な導入
- 次は、「戦略」の保証が焦点となるが、**保証範囲を広げるには、保証実務の積み重ねが必要なのではないかと思慮(まずは、開示を充実させることが優先事項)**
- なお、保証基準は、IAASB等が策定する国際保証基準を活用、保証業者については、財務諸表監査と同様の行為規制を満たす業者を登録する方向で議論が進む。
➤ 財務諸表監査とのつながりを維持できると考え、歓迎

サステナビリティ保証業務の全体像

- ① 有価証券報告書への記載が義務付けられるサステナビリティ情報の保証は、**国際基準(保証基準(ISSA5000)、品質管理基準(ISQM1)、倫理・独立性基準(IESSA))**と整合性が確保された基準に準拠して実施するものとする。そして、保証業務実施者を登録制とし、こうした基準に準拠した保証が提供される制度とする(監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は登録可能)。

登録業者の規制概要	
② 登録要件	<ul style="list-style-type: none">□ 業務執行責任者の設置(サステナビリティ保証に必要な専門的な知識・経験や能力(例:研修の受講等))□ 保証を実施する上場企業の規模、特性等を踏まえた人的体制整備(品質管理体制、保証基準の遵守体制等)(注1, 2)□ 一定の財産的基礎 等
③ 行為規制	<ul style="list-style-type: none">□ 国際基準(倫理・独立性基準)で求められる義務の遵守□ 具体的には、守秘義務、非保証業務との同時提供禁止、業務執行責任者のローテーション 等
④ 検査・監督 その他	<ul style="list-style-type: none">□ 登録業者への検査・監督は金融庁において実施 等



本日の議題

1.求められるサステナビリティ情報

2.サステナビリティ情報開示要求の高まりの背景

3.サステナビリティ関連のリスクと機会の財務的影響の開示

4.サステナビリティ情報の保証の動向

ご清聴、ありがとうございました！！